

介護予防普及啓発事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この事業は、地域包括ケアシステムの事業の一環として、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の規定に基づき、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日厚生労働省通知老発第0609001号）に定める介護予防事業を行うために、適切なプログラムの企画及び円滑な事業運営を行う能力を有する受託事業者をプロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

- (1) 業務名 介護予防普及啓発事業
- (2) 業務内容 別添1及び別添2のとおり
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
- (4) 事業実施

業務名	上限額
介護予防普及啓発事業（Aブロック）	3,100,000円
介護予防普及啓発事業（Bブロック）	3,300,000円
総額	6,400,000円

※上限額の総額は、発注計画書の宗岡地区・志木地区の合計額を示したものです。

※契約額は上限額以内とし、契約締結の際に委託金額の協議をします。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- (2) 志木市から入札参加禁止又は指名停止の措置の要件に該当していないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと
- (4) 県内に本社（本店）又は事業所（営業所）を有し、法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (5) 介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業についての企画・実施能力があり、過去2年間に自治体及び企業等において、提案業務又は類似する介護予防事業の業務実績があること。
- (6) 志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年1月1日）に定める除外措置要件に該当していないこと
- (7) 必要な従事者を確保し、市が指定した会場で仕様プログラムを確実に履行できること

4 申請書・企画提案書（事業実施計画書）等の作成及び提出

参加申請に関する提出書類に関する提出期限等

- 提出期限：どちらも令和5年1月31日（火）午後5時15分まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日、祝祭日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
- 提出場所：志木市役所 福祉部長寿応援課（埼玉県志木市中宗岡1-1-1）
- 提出方法：持参（又は郵送必着）によること（郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。）

●質疑事項：令和5年1月23日（月）午前中までにメール本文で送付ください。（審査に関する質問については一切お答えできません。なお、メール以外での質問は受付をしておりません。）

メールタイトル「令和5年度介護予防普及啓発事業質疑事項（〇〇〇社）」

※返信がない場合は連絡をしてください。

●提出書類

書類は i、及び ii～iv までをスライド式レールファイル 1 冊に綴じ、提出してください。

i.企画提案参加申請書 原本1部 【様式1】

ii.表紙、会社概要・業務実績等 原本1部、副本6部 【様式2】

過去に行ったことのある介護予防事業の実績がわかる資料があれば添付してください。

iii.見積書 原本1部、副本6部 【様式3※任意様式可】

・プログラム毎の見積書

・プログラム会場毎の見積書（例：シニア体操・脳リフレッシュ教室市民体育館会場の見積書）

・総括の見積書（総括表）

※会場使用料がクールによって違う場合は、1クールごとの単価（消費税抜き）を示し見積をお願いします。

※委託料には利用者の傷害保険加入の費用も含まれます。

iv.企画提案書（事業実施計画書） 原本1部、副本6部【任意様式※5枚以内（両面印刷可）】

●記載内容

以下の①～⑧の順に記載した企画提案書を作成してください。

①事業業務取組み方針及び業務実施体制について

②仕様プログラム等の実施方法

③受付方法及び連絡体制について

④利用者の安全管理体制・天候災害等の実施方法

⑤事業の周知方法 また、定員未達成時の工夫や対応について

⑥個人情報保護対策の方法

⑦教室終了後を含めたセルフケアの支援について

⑧市や地域包括支援センターとの連携や地域資源の活用方法について

5 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び企画提案書のヒアリング等を行い、下記6の（1）、（2）で示す審査基準に基づいて採点した結果、最も高い評価を得た提案に決定します。なお、最も高い評価を得た者が2者以上いた場合には、審査委員会の委員長及び委員全員による投票により選定をします。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、決定通知書により参加者全員に通知するとともに、閲覧及び市のホームページにより公表します。

6 審査基準及び配点

- (1) 企画提案の内容・実施体制 180点 (ヒアリング等の内容を含む。)
- (2) 見積価格 20点

7 日程

内容	実施期間または期日
参加申請書及び企画提案書受付	令和5年1月11日(水)から1月31日(火) 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日、祝祭日を除く。)
質問の受付期限	令和5年1月23日(月)午前中まで
質問の回答期限	令和5年1月27日(金)
審査	令和5年2月14日(火)午後2時から 志木市役所 大会議室2-1(説明者は3人以内であること。) ※詳細な時間については、受付時に案内予定。
審査結果の通知	令和5年2月24日(金)(予定)
契約締結	令和5年4月1日(土)(予定)

8 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (3) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (4) プロポーザルの審査の過程で、前記3の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (5) ヒアリング等に出席しなかったとき

9 契約

受託候補者選定後、当課が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがあります。その場合、協議が整い次第速やかに契約の手続きを行うものとします。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出依頼することがあります。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返還しないと、提出者の了承なくプロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。

ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。

1.1 <書類のご提出先・プロポーザルの実施場所・その他のお問合せ先>

志木市役所 福祉部 長寿応援課 いきがい支援グループ

住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

TEL 048-473-1111 (内線1101・1104)

E-mail tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp